

随意契約内容及び選定理由書

件名	橋りょう補修工事（道路整備課工事第2号）
履行場所	足立区千住曙町34番先
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年4月25日から令和7年11月28日
契約年月日	令和7年4月24日
契約金額	¥28,600,000円(税込)
予定価格	¥28,990,500円(税込)
概要	<p>施工数量</p> <p>補修工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素地調整 2.4㎡ ・防錆処理 2.4㎡ ・不陸調整 2.4㎡ ・再塗装 2.4㎡ <p>足場工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠組足場設置・撤去 一式 <p>安全管理工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東武鉄道立会費 一式 ・鉄道安全管理費 一式 ・架線防護工 一式 ・交通誘導員 一式

契約の相手方	<p>名称 東武谷内田建設（株）</p> <p>住所 東京都墨田区向島三丁目44番4号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は、東武鉄道スカイツリーライン鉄道敷を跨ぐ人道橋補修工事である。鉄道敷地内の施工であり、線路閉鎖及び軌電停止後の作業となるため、各作業には、東武鉄道固有の有資格者の配置が必要不可欠である。また、線路閉鎖後の作業のため、最終から始発までの作業時間になり、限られた時間で安全かつ迅速な施工が必要であるため、鉄道事業者との協議により、鉄道事業に精通した事業者による施工が求められている。</p> <p>上記事業者は本工事に必須である、軌電停止作業等の有資格者がいることに加え、当該区域の保守点検を行っていること、過去に当該箇所です場設置作業を伴う橋梁点検を施工した高い技術力と実績がある。当該地域で東武鉄道と円滑な調整を行い、確実かつ安全、迅速に施工することができる唯一の事業者である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2758)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	本庁舎照明制御システム設備改修工事
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年5月14日から令和8年2月19日
契約年月日	令和7年5月13日
契約金額	¥45,980,000円(税込)
予定価格	¥53,224,600円(税込)
概要	(1) 電灯設備工事 (2) 建設副産物

契約の相手方	名称 東芝ライテック(株) 首都圏支店 住所 東京都品川区南品川二丁目2番13号 南品川JNビル
契約相手方の選定理由	本工事は、本庁舎の運営を行いながら、照明制御システム設備の撤去・新設工事を行う。その際、既存システムのデータ(ソフトウェア)を使用するため、同一メーカーである東芝ライテックが改修する必要がある。当該事業者は、本庁舎で使用する照明制御設備の開発製造者で、かつ施工者でもある。メーカー独自のソフトを使用しているため、プログラム等についても、本庁舎独自のものとなっている。既存データ等を正確に抽出することができ、新システムにデータを流用することを円滑に実施することが、工期の短縮及び経費の削減を図る最善の策であるため、現在保守メンテナンスも行っている上記事業者が、本庁舎の安定した照明制御装置の機能を最大限維持しながら、効果的かつ効率的に改修工事を行うことができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担当課 電話番号	施設営繕部 中部地区建設課 3880-5111(3561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	第七中学校体育館高天井照明交換その他工事
履行場所	足立区関原三丁目32番14号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年5月21日から令和7年7月25日
契約年月日	令和7年5月20日
契約金額	¥9,900,000円(税込)
予定価格	¥10,012,200円(税込)
概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育館高天井照明改修 (2) 舞台天井照明改修 (3) 撤去工事 (4) 建設副産物処理

契約の相手方	<p>名称 (株) 拓電技建工業</p> <p>住所 東京都足立区花畑六丁目9番12号</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本事業者は、同種工事において豊富な実績と経験を有しており、器具の取り付け金具を短期間で製作できる体制を有している。また、通常は受注生産で各メーカーにおいて納期に3ヶ月以上を要する器具についても当該事業者は、1週間以内での納入が可能である事が確認されている。</p> <p>(2) 本件は緊急性と確実性を要する工事であり、当該事業者は本件工事に対応可能な技術力を有しており、迅速かつ柔軟な対応が可能な唯一の事業者である。</p>
担当課 電話番号	<p>施設営繕部 西部地区建設課</p> <p>3880-5111(2955)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立入谷小学校直結給水管改修工事
履行場所	足立区入谷三丁目8番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年6月7日から令和7年9月30日
契約年月日	令和7年6月6日
契約金額	¥10,450,000円(税込)
予定価格	¥10,978,000円(税込)
概要	<p>1 給水設備工事 竣工当初から改修をしていない 鋳鉄管を埋捨て、露出配管で新設を行う。</p> <p>2 撤去工事 上記内容に伴う、撤去工事を行う。</p>

契約の相手方	名称 (株)栗原設備 住所 東京都足立区佐野一丁目28番6号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 過去に当学校で工事を実施しており、学校の仕様や工事による施設への影響も熟知しており、児童の安全を確保し、施設運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することが可能である。</p> <p>(2) 緊急工事となる本工事を工期内で対応できる施工体制があり、技術力も高く、迅速に施工を進める事で、工事を確実、安全に完了させることができる。</p> <p>(3) 本事業者は、過去の区内学校施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好である等信頼がある。</p>
担当課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	本庁舎3号エスカレーター改修工事
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年7月9日から令和8年2月13日
契約年月日	令和7年7月8日
契約金額	¥32,780,000円(税込)
予定価格	¥33,913,000円(税込)
概要	<p>1 昇降機設備工事</p> <p>(1)昇降機設備工事 一式</p> <p>(2)産業廃棄物処分 一式</p>

契約の相手方	<p>名称 三菱電機ビルソリューションズ(株) 東日本支社</p> <p>住所 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本庁舎3号エスカレーターは設置から29年が経過しており、部分的な修理・交換では、設備の全般的な機能低下を防ぐことはできず、不具合の発生する頻度が高くなり利用者の安全に支障をきたす為、エスカレーター設備の改修工事を行う。</p> <p>本工事は、本庁舎の運営を行いながらの工事となり、庁舎ホールを利用する区民の利便性への影響を最小限とするため、工期の縮減を図る必要がある。エスカレーターを新設設置した場合は1年以上の工期を必要とするため、既存設備の部材を多く再使用することで、工期と工事費の縮減を図ることとする。</p> <p>既存設備のメーカーである当該事業者は、新築時の設置工事およびその後の保守点検業務を請け負っており、既存設備の設置状況を熟知している。現場の安全を確保し指定日までに工事を完了するには、当該事業者以外に施工ができないため、当該事業者との随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課 電話番号	<p>施設営繕部 中部地区建設課</p> <p>3880-5111(3561)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	東綾瀬公園温水プールドーム改修工事（二期）
履行場所	足立区東綾瀬三丁目4番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年7月3日から令和8年1月30日
契約年月日	令和7年7月2日
契約金額	¥145,750,000円(税込)
予定価格	¥147,191,000円(税込)
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. プールドーム開閉機構改修工事 一式 2. プールタイル補修工事 一式 3. 上記（1）に付随する電気設備工事 一式

契約の相手方	<p>名称 (株)横河ブリッジ</p> <p>住所 千葉県船橋市山野町27番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>東綾瀬公園温水プールの特徴的なドーム状の可動式屋根は、上記事業者の独自製品が採用されている。築30年以上を経過し、可動式屋根の車輪レールの不陸や車輪自体が発錆するなどの不具合が生じており、既に可動式屋根の片側は開閉できない状況となっている。</p> <p>本工事は、二期工事として、開閉動作を正常に作動させるため、不具合が生じている可動屋根の車輪やレール等の改修を行うが、可動式屋根は、独自の技術を駆使した機構であり、当該事業者でなければドームの工事ができない。</p> <p>上記理由により、当該事業者に特命随意契約にて補修工事をする必要があると判断した。</p>
担当課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2873)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	北千住駅西口広場エレベーター改修その他工事
履行場所	足立区千住二丁目60番先
分類業務区分	工事
契約期間	令和 7年 7月 24日 から 令和 8年 1月 30日
契約年月日	令和 7年 7月 23日
契約金額	¥69,231,800円(税込)
予定価格	¥69,231,800円(税込)
概要	<p>工事概要</p> <p>北千住駅西口エレベーター1号機の準撤去リニューアル工事</p>

契約の相手方	<p>名称 (株) 日立ビルシステム</p> <p>住所 東京都足立区中川4丁目16番29号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は北千住駅西口広場のエレベーター2台のうち1台を改修する工事である。工事費の削減及び工期の短縮や騒音・振動の低減を図るためには、三方枠を再利用することが必要であり、既存のエレベーター製造会社しか施工ができない。</p> <p>当該事業者は保守点検業務も受託している既存のエレベーター製造会社であり、高度な技術を持ち、現場も熟知しているため、指定日までに安全対策も含め効率的に工事を完成することができる。以上のことから、本事業者と随意契約が必要と判断した。</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5013()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当